様式第５号

奈良県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

　奈良県（以下「甲」という。）、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び　　　　　　　　　　（以下「丙」という。）は、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき被災地に派遣する奈良県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

（チーム員の登録）

第２条　丙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者について、乙に届け出る。

２　乙は、前項の届出があった者のうち一定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第３条　甲は、要綱第７条に定める派遣基準に該当するときは、丙に対しチーム員の派遣を依頼する。

２　丙は、前項の依頼を受けた場合は、乙に対して速やかに派遣の可否を報告する。

３　乙は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。

４　甲は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、乙、チーム員及び丙に通知するとともにチームを避難所等に派遣する。

（待機依頼）

第４条　甲は、要綱第７条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、乙を通じて丙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。

２　甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した丙に対し、待機の解除を通知する。

（活動内容）

第５条　チームは、要綱第４条に定める活動を行う。

２　チーム員は、丙の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

（費用負担等）

第６条　チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

２　前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

３　甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

（情報の交換、研修及び訓練）

第７条　甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。

２　丙は、所属するチーム員をチーム員の養成研修及び訓練に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、その後１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

　　　令和６年　　月　　日

　　奈良県奈良市登大路町３０

　　　　　　　　　　　　　　甲　　奈良県

　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良県福祉医療部長

　奈良県橿原市大久保町３２０番１１

　　　　　　　　　　　　　　乙　　社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 長　山　下　　真

　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

丙　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職氏名）